【規程番号　行法Ｉ－003】

学校法人行吉学園評議員会運営規則

〔令和７年 12 月 19 日　理事会決議〕

第１章　総則

（目　的）
第１条　この規則は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）の評議員会の職務及び体制を明確にし、適切な評議員会の運営を行うため、評議員会の職務権限、招集手続、議長、定足数、決議要件及び議事録その他の必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　職務権限

（評議員会の構成）
第２条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務）
第３条　評議員会は、次に掲げる職務を行う。
(1) 学園の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。
(2) 評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。
(3) 評議員会の決議を要する事項について決議すること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、学園寄附行為をもって定めるところにより評議員会が行うこととされた職務

（評議員会の諮問事項）
第４条　評議員会は、理事会が次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ意見を述べなければならない。
(1) 重要な資産の処分又は譲受け
(2) 多額の借財
(3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
(4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準の策定又は変更
(5) 収益事業に関する重要事項
(6) 寄附行為の変更（軽微な変更として私立学校法施行規則で定めるものに限る。）
(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(8) 寄附金品の募集に関する事項
(9) その他学園の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
２　定時評議員会は、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告の内容について、意見を述べなければならない。

（評議員会の決議事項）
第５条　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
(1) 寄附行為の変更（軽微な変更として私立学校法施行規則で定めるものを除く。）
(2) 寄附行為第 73 条第１項第１号による解散
(3) 合併
２　前項に定める決議事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に

審議を尽くすために、当該事項を会議の目的事項として、再度評議員会を招集できるものとする。　理事長等の業務執行理事は当該評議員会に出席し、改めて必要な説明を行い、評議員会は当該理事の説明を尊重して再度決議を行わなければならない。

(理事の選任又は解任)

第６条　理事選任機関である評議員会は、決議によって理事を選任する。

２　理事選任機関である評議員会は、理事の総数が 11 名を下回ることとなるとき及び学園寄附行為第７条第１項各号に定める下限を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

３　理事選任機関である評議員会は、理事が学園寄附行為第 10 条第１項に定めるいずれかに該当するときは、決議によって当該理事を解任することができる。

４　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から２週間を経過した日から 30 日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

(評議員の選任又は解任)

第７条　評議員会は、次の各号に掲げる者のうち第１号及び第２号の者を評議員として選任する。

(1) 学園の職員のうちから選任する者　４名

(2) 学園の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから選任する者　４名

(3) 学識経験者のうちから選任する者　４名

(4) 神戸女子大学・神戸女子短期大学教育後援会会長　　１名

２　評議員会は、評議員の数が各号に掲げる員数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

３　評議員会は、評議員が学園寄附行為第 35 条第１項に定めるいずれかに該当するときは、決議によって選任した当該評議員を解任することができる。

(監事・会計監査人の選任又は解任)

第８条　評議員会は、決議によって監事を選任する。

２　評議員会は、監事の総数が３名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

３　評議員会は、監事が寄附行為第 26 条第１項に定めるいずれかに該当するときは、決議によって当該監事を解任することができる。

４　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは学園寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

５　評議員会は、決議によって会計監査人を選任する。

６　評議員会は、会計監査人が寄附行為第 53 条第１項に定めるいずれかに該当するときは、決議によって当該会計監査人を解任する。

(理事の行為の差止めの求め)

第９条　評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、理事の行為の差止めの請求を行うことを求めることができる。

２　前項の場合において、当該行為によって学園に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後

遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)
第10条　評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによって学園に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)
第11条　役員、評議員又は会計監査人が任務を怠ったことにより生じた学園に対する損害賠償責任は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。
2　前項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の損害賠償責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。
3　前項の規定にかかわらず、寄附行為第 60 条の定めにより、理事会の決議によって損害賠償責任の一部が免除された場合において、当該決議後に当該役員又は会計監査人に対し退職金その他の財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

第３章　運　営

(開　催)
第12条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招　集)
第13条　評議員会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は専務理事、常任理事が評議員会を招集する。
3　評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
4　評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。
5　監事は、学園の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認め、その報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求することができる。

(招集手続)
第14条　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
(1) 会議の日時及び場所
(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
(4) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
(5) 評議員会が開催される場所に存しない評議員が情報通信の技術を利用する方法によっ

て議決権を行使することができることとするときは、その旨
2　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。
3　前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（評議員による招集）
第15条　第 13 条第３項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
2　前項の評議員は、その全員の協議により、第 14 条第１項各号に掲げる事項を定めなければならない。
3　第１項の規定により評議員が評議員会を招集するには、同項の評議員は、評議員会の日の１週間前までに、同項の評議員以外の評議員（以下「他の評議員」という。）に対して、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
4　前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監事による招集）
第16条　第 13 条第５項の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、評議員会を招集することができる。
2　前項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 14 条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる事項を定めなければならない。
3　第１項の規定により監事が評議員会を招集するには、同項の監事は、評議員会の日の１週間前までに評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（議　案）
第17条　評議員会の議案は、会議の目的である事項について理事長が提出する。
2　評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、評議員会において会議の目的である事項につき議案を提出することができる。この場合において、その請求は評議員会の日の 30 日前までにしなければならない。
3　理事長は、次の各号に掲げる議案を評議員会へ提出する場合、当該各号による監事の同意又は合意を得なければならない。
（1）監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合の監事の過半数の同意。
（2）会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する場合の監事の過半数の合意。
（3）理事が任務を怠ったことによる学園に対する損害賠償責任の免除に関する議案の場合の各監事の同意。
4　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（議　長）
第18条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。
2　議長は、開会及び閉会を行い、評議員会の運営を主宰し、その管理を行う。

（定足数）
第19条　寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しなければ、評議員会を開き、議決をすることができない。

（出席扱い）
第20条　評議員は、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示することができる。
２　前項による意思表示を行った者は、出席者として議決に加わることができる。

（発　言）
第21条　発言は、すべて、議長の許可を得てしなければならない。

（採　決）
第22条　議案について採決をする場合には、挙手、口頭又は記名若しくは無記名投票の方法によるものとし、議長がこれを定める。
２　挙手又は口頭による採決は､付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

（決議要件）
第23条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1）監事の解任
（2）第 11 条第２項に定める役員又は会計監査人による善意でかつ重大な過失がないときの損害賠償責任の一部を免除する決議
３　前２項の規定にかかわらず、役員、評議員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた学園に対する損害賠償責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
４　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（役員等の出席義務）
第24条　理事長はじめ、理事は評議員会に出席し、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。
２　監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、議決権は有しない。

（傍聴）
第25条　評議員会は公開しない。ただし、議長が相当と認めた場合は、傍聴を許可することができる。
２　傍聴人は、発言することができない。

（議事録）
第26条　評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
２　議長は、出席評議員又は学園職員のうちから議事録の作成者を指名する。
３　議事録の作成者は、議事の経過を明確に記録するために、議長の許可を得て発言し、必要な確認を求めることができる。
４　議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
（1）評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員、会計監査人又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
（2）評議員会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨
ア　第 13 条第３項の規定により評議員の請求を受けて招集されたもの
イ　第 15 条第１項の規定により評議員が招集したもの
ウ　第 13 条第５項の規定により監事の請求を受けて招集されたもの
エ　第 16 条第１項の規定により監事が招集したもの

(3) 開会及び閉会に関する事項
(4) 評議員の現在員数
(5) 評議員会に出席した評議員のほか、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称
(6) 評議員会の議長の氏名
(7) 評議員会の議事録作成者の職氏名
(8) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
(9) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
(10) 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
ア　監事による、監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見
イ　辞任した監事による、辞任した旨及びその理由
ウ　監事による、評議員会に提出しようとする議案、書類等の調査において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果
エ　監事の意見
オ　学園の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令等に違反する重大な事実を発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令等の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときの監事による報告
カ　会計監査人を解任したときは、監事によるその旨及び解任の理由の報告
キ　会計監査人による、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任についての意見
ク　辞任した会計監査人による、辞任した旨及びその理由
ケ　定時評議員会における会計監査人の意見
コ　理事による、定時評議員会に提出された計算書類及び事業報告書に関する報告
(11) その他議長が必要と認めた事項

5　評議員会の報告の省略により評議員会への報告があったとみなされた場合の議事録には、次に掲げる事項を内容とする
(1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
(2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
(3) 議事録の作成に係る職務を行った者の職氏名

6　議事録には、議長並びに議長が指名した出席評議員２名及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。）又は記名押印しなければならない。

7　議事録は、評議員会の日から 10 年間、常にこれを主たる事務所に備えて置き、適切に保存、管理しなければならない。

(議事録の閲覧請求等)

第27条　学園は、評議員が学園の業務時間内に、評議員会議事録の書面若しくは写しの閲覧請求、それらの謄抄本の交付請求又は電磁的記録に記録若しくは記載されたもの若しくは書面の閲覧若しくは交付の請求があったときは、これらに応じなければならない。

2　学園は、債権者が学園の営業時間内に、評議員会議事録の書面若しくは写しの閲覧請求、それらの謄抄本の交付請求又は電磁的記録に記録若しくは記載されたもの若しくは書面の閲覧若しくは交付の請求があったときは、これらに応じなければならない。

3　学園は、前項の交付請求について、相当の費用を徴収するものとする。

第４章　補　則

（施行細則）

第28条　この規則に定めるほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

（改　廃）

第29条　この規則の改廃は、評議員会の議を経て、理事会が行う。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。